

新婚生活を応援！新生活のスタートアップの費用を補助します

# 令和3年度 新発田市結婚新生活支援補助金 募集要項



**【目次】**

- 1. 事業の概要 .....P.2
- 2. 補助対象者・対象経費 .....P.2
- 3. 補助金の額 .....P.3
- 4. 補助金の申請受付期間・申請方法 .....P.3
- 5. 補助金の交付決定.....P.4
- 6. 交付決定の取消、返還について.....P.4

問合せ先、申請受付窓口  
新発田市 みらい創造課 ライフデザイン係（新発田市役所5階）  
新発田市中央町3丁目3番3号 電話(0254)28-9531

## 1. 事業の概要

新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅取得や賃借、引越しに係る費用の一部を補助します。

## 2. 補助対象世帯 ・ 対象費用

### (1) 対象世帯

令和3年1月1日～令和4年3月31日に婚姻した以下の要件をすべて満たす世帯

- (1) 夫婦共に新発田市に住民登録し、申請する住宅に同居している。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下。
- (3) 夫婦の年間合計所得金額が400万円未満。

※夫婦の双方または一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除することができます。

※夫婦の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した方については算定の基準となる年の所得がないものとして、夫婦の合計所得金額を算出することができません。

- (4) 補助金の交付日から2年以上継続して新発田市に居住する意思がある。
- (5) 夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
- (6) 他の公的制度による対象経費に係る助成を受けていない。

※「新発田市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金」、「新発田市住宅取得補助金」との併用は可能ですが、当制度により交付を受けた補助額を差し引いた額となります。

- (7) 夫婦共に市税を滞納していない。

※上記要件に該当しない方および以下の方は補助の交付対象となりません。

・世帯員が暴力団等の反社会勢力である方、反社会勢力との関係を有している方

### (2) 対象経費

婚姻に伴い令和3年1月1日～令和4年3月31日までの間に支払いを行った以下の費用

#### 住居費(賃貸)

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、仲介手数料。

※駐車場代、鍵交換代、ハウスクリーニング代などオプションに当たる費用は対象外です。

※夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅について、他方が後に居住した場合は、同居開始後(住民票における夫婦の住所が同一になった日以降)に支払った費用のみが対象となります。

#### 住居費(購入)

結婚に伴い取得した住宅の購入費(新築・中古)、工事請負費(新築のみ)

※土地の購入費、中古住宅のリフォーム費は対象外です。

#### 引越費用

結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費。

### 3. 補助金の額

1世帯当たり30万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

※経費の合計が30万円に満たない場合はその額(千円未満切り捨て)が補助額となります。

※勤務先から住宅手当や経費に係る補助を受けている場合はその額を控除します。

### 4. 補助金の申請受付期間・申請方法

#### (1) 申請受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)

※事業の予算上限に達し次第受付を終了します。

#### (2) 申請方法

要件に該当するか確認し、以下の書類を新発田市みらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

※FAX や郵送での提出はできません。

※申請書類はみらい創造課窓口で配布しているほか新発田市のホームページからもダウンロードできます。

※申請される前に、対象要件や添付書類等について、事前にみらい創造課へお問合せください。

#### 【申請書類】

##### 1. 全員が提出するもの

新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

同意書兼誓約書(様式第3号)

夫婦の婚姻日が確認できる書類(婚姻届受理証明書等)

住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)

夫婦双方の所得証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの)

※4月から6月に申請する場合は令和2年度課税分(令和元年分の所得)

※7月から3月に申請する場合は令和3年度課税分(令和2年分の所得)

夫婦双方の納税証明書(市区町村が発行する納税状況を証明するもの)

※市税に未納が無いことがわかる納税証明書

※課税証明書とお間違えのないようご注意ください。

#### <各種証明書の種類・交付窓口・料金について>

証明書等の種類		窓口	手数料(新発田市)
①②のいずれか 1部 (夫婦双方の記載があるもの)	①戸籍抄本 ※本籍のある市町村で交付	市民生活課 (新発田 市役所 1階)	450円/通
	②婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書) ※婚姻届を提出した市町村で交付		350円/通
夫婦双方の記載 があるもの1部	住民票抄本		300円/通
夫婦の分 それぞれ 1部ずつ	市・県民税所得課税証明書	税務課 (新発田 市役所 3階)	300円/件
	市・県民税納税証明書		300円/件

## 2. 住居費(賃借)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅手当支給証明書(様式第2号)  
※夫婦双方が給与所得者の場合はそれぞれ提出が必要。  
※勤務先から手当を受けていない場合も提出が必要。
- 住宅の賃貸借契約書の写し  
※契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの
- 賃貸に係る経費の領収書の写し  
※補助対象期間に支払った賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の総額と内訳が  
確認できるもの

## 3. 住居費(取得)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅の売買契約書または請負契約書の写し  
※契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの
- 住宅取得に係る経費の領収書の写し  
※土地代、リフォーム代、各種手続き手数料等は除く

## 4. 引越費用を経費として申請する場合に提出するもの

- 引越費用に係る領収書の写し

## 5. 該当者のみ提出するもの

- 無職であることの申告書  
※申請時において夫婦に離職者がいる場合
- 離職票または退職証明書  
※申請時において夫婦に離職者がいる場合
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類  
※夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている人がいる場合
- 委任状  
※申請者と補助金受取口座の名義人が異なる場合
- その他市長が必要と認める書類

## 5. 補助金の交付決定

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、交付を決定した場合は、申請者へ「新発田市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書」を郵送します。

※審査には2週間程度かかります。

交付決定日の翌月末までに、交付申請書に記載の指定口座へ補助金を振り込みます。

## 6. 交付決定の取消、返還について

補助金の申請において偽りその他不正があったと認めた場合は、補助金の交付取り消す場合があります。

また補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはやむを得ない場合を除き、補助金の返還を命じることがあります。